

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	御殿場市 軽自動車税管理システム 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

御殿場市は、軽自動車税管理システム及び番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

御殿場市長

公表日

令和3年2月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税に関する事務
②事務の概要	地方税法第443条及び第444条の規定に則り軽自動車税課税台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、軽自動車税(種別割)の減免に係る事務に使用する。
③システムの名称	軽自動車税システム(Acrocity) 宛名情報システム 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自物件ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 十六の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) なし(軽自動車税の賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 二十七の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 税務課 静岡県御殿場市萩原483番地 TEL 0550-82-4128
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	「7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求」における請求先と同上

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[委託しない]
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[提供・移転しない]
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	[接続しない(入手)] [接続しない(提供)]
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	所属長	宇田川寿夫	長田喜明	事後	
平成29年4月1日	所属長	長田喜明	中嶋正樹	事後	
平成31年3月29日	所属長	中嶋正樹	税務課長	事後	
令和1年10月31日	I 1. ②事務の概要	地方税法第442条の2の規定に則り車輛台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税情報の照会 ②納税通知書の出力 ③納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行 ④物件情報の管理、異動、照会	地方税法第442条の2の規定に則り軽自動車税課税台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税台帳の管理 ②納税義務者へ納税通知書を送付 ③納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行 ④軽自動車税(種別割)の減免に係る事務	事後	
令和1年10月31日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 十六の項 地方税法等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表第一 十六の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和1年10月31日	I 4. ②法令上の根拠	(特定個人情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 二十六、二十七、二十八の項 (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 二十七の項 並びに地方税法等	(特定個人情報提供の根拠) なし(軽自動車税の賦課事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。) (特定個人情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二 二十七の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和2年3月19日	表紙実施機関名	御殿場市長 若林 洋平	御殿場市長	事後	
令和3年2月26日	I 1. ②事務の概要	地方税法第442条の2の規定に則り車輛台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①軽自動車税課税台帳の管理 ②納税義務者へ納税通知書を送付 ③納税証明書、標識交付証明書、廃車済書の発行	地方税法第443条及び第444条の規定に則り車輛台帳の管理・賦課・証明書発行等の処理を行う。 特定個人情報ファイルは、軽自動車税(種別割)の減免に係る事務に使用する。	事後	
令和3年2月26日	I 2. 特定個人情報ファイル	軽自動車税システム(Acrocity) 宛名情報システム	軽自動車税システム(Acrocity) 宛名情報システム 中間サーバ	事後	